

中央建設工事紛争審査会の法律委員に対する「新仲裁法における消費者保護条項のあり方」に関するアンケート調査結果

平成14年11月28日
国土交通省 総合政策局
建設業課 紛争調整官室
(中央建設工事紛争審査会事務局)

本年10月末から11月初めにかけて、中央建設工事紛争審査会の法律を専門とする委員(弁護士又は法学者)62名に対して、「仲裁法制に関する中間とりまとめ」(司法制度改革推進本部事務局)の第2編【モデル法に規定のない事項】第4【その他】〔4〕【消費者保護に関する特則について】のうち、1 消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について 及び 2 消費者と事業者の間の仲裁契約の方式等について についてアンケート調査を行った結果は以下のとおりである(回答者47名、回収率76%)。なお、回答者の中には、既に司法制度改革推進本部事務局からの意見照会に対して意見を提出した者も若干名含まれている。

1 消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について

【「中間とりまとめ」に示された選択肢】

(A案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、消費者契約法第4条及び第10条等の規律に委ねることとし、特段の規定を設けない。

(B案) 消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について、何らかの規定を設ける。

(B-1案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、将来の争いに関するものは無効とし、ただし、消費者のみが無効を主張できるものとする。

(B-2案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、将来の争いに関するものについては、消費者に対し、本案の答弁まで一方的解除権を認めるものとする。併せて、消費者に対する仲裁に関する説明義務を仲裁廷に課するものとする(なお、事業者の義務については、2(消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について)参照)。

(B-3案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、一定の内容のものに限って効力を制限する旨の規定を設けるものとする。

調査結果の概要

A案	B-1案	B-2案	B-3案	その他	A又はB-2	計
33(70%)	3(6%)	7(15%)	3(6%)	0	1(2%)	47

意見

【A案】

A D Rの拡充、活性化は、現在の裁判所の規模、体制からみると、国民の利益につながる。A D Rへの選択の道を狭くすべきではない。消費者契約法 § 4、§ 10の適用により、事前の仲裁合意の懸念点は解決できると考える。

消費者保護のため、A D Rの活用、拡充を要するが、新仲裁法は手続法であり、消費者保護の問題は保護立法で行うのが筋道である。消費者紛争の仲裁合意の運用において、現行の民法 § 1、§ 90、消費者契約法 § 4、§ 10の解釈適用により、消費者保護の精神を活かし、適切に対応するのが相当である。

A D Rの拡充、活性化とは何であったのか、もう一度原点に立ち返って考えてみるべき。

建設工事紛争審査会の平成13年度の仲裁受理事件39件中21件が注文主が消費者(個人住宅問題)対工事請負人が事業者である仲裁事案であるが、この内12件(57%)が消費者の申立てによるものであり、このことは建設工事紛争審査会の事前の仲裁契約が消費者に利用価値のあることを証明している。

B - 1案、B - 2案の場合、事業者は仲裁契約を避けることになり、それは消費者契約法で衆参院で付帯決議をもって弁護士会仲裁センターの協力を要請し、消費者のための仲裁の利用の発展を期した趣旨に反することになることを指摘する。

事前の仲裁合意は、仲裁制度についての説明が十分になされ消費者が合意した以上尊重されるべきである。また、事前の仲裁合意は消費者にとって一律に危険なものであるとの立場を前提とするB - 1、B - 2案には賛同しがたい。

B - 1、B - 2は、一律に仲裁契約を無効にする案であり、仲裁制度への不信に根ざしており、同制度の普及という目標に逆行すると考える。原則としてA案を支持する。ただし、B - 3案が消費者契約法の規定(特に10条)以外の「一定の内容」としてどのようなものを想定しているのか不明であり、それ如何によっては、仲裁法において効力を制限すべきと思うが現在は回答できない。

仲裁のメリットを活かし、かつ、デメリットを抑える弾力的な枠組みが望ましい。

B - 1、B - 2のアプローチが適切な領域ないし状況もあるが、他のアプローチをも可能にする多面的仲裁スキームを発展させる必要がある。これは消費者保護に究極的にはよりよく寄与するであろう。

仲裁契約は拘束力があってこそ機能するものでありB案は一見消費者保護なるかのようであるが、仲裁の本質に反する。

消費者保護の一環として、消費者契約法の局面で考慮すべき問題である。

消費者保護については消費者契約法の規律で充分ではないかと考える。

消費者問題は、仲裁契約(合意)の一方当事者のみの問題であるので、消費者契約法において手当てをするのが好ましいと考える。

ことがらの性質から、仲裁という手続の基本法ではなく、消費者契約法等で処置す

べきである。

「事業者を悪、消費者を無知」と決めつけるべきではない。もし、消費者保護の制度が必要であれば、それは消費者契約法に盛り込めばよく、仲裁法に持ち込むべきことではない。

消費者の保護は実体的契約の内容の問題として考えれば十分である。消費者が一方的に仲裁契約の無効を主張できるとすると仲裁制度を設けた意義が失われる。仲裁機関が一方に偏するとする意見は仲裁制度自体を否定するものである。

当事者の一方が消費者（個人）であるというだけで、真意に基づく仲裁合意（将来の紛争に関するものであっても）を無効とする理論は根拠が極めて薄弱である。

真意に基づく仲裁合意の効力を制限すべき公益的要請があるとすれば、それは、ただ単に当事者の一方が消費者であるというところに存するのではなく、消費者契約のうちでも一定の類型に属するもの（英国、スウェーデンの立法例参照）である。このような類型化作業は消費者契約法（実体法）で対処するのが適切であって、仲裁法（手続法）のよくするところではない。「真意性」の確保は、方式を厳重にすることによって対処すれば足りる。

仲裁法は手続法であり、実体法的規定を盛り込むのは疑問。

仲裁法は手続法であり、仲裁合意の効力については実体法（消費者契約法など）で対処すべき。一律無効、一律解除可とすることは、他の立法例にも見ることができない。政策的にも、B案で仲裁法ができた場合、事業者が仲裁合意をするインセンティブがなくなる。「新仲裁法が生まれ、仲裁が減んだ」ということのないようにしてほしい。

仲裁法はニュートラルな手続法であるべきであって、消費者保護に関する特段の規定を設けるべきではない。消費者保護については、消費者契約法4条及び10条の規定によるべきで、それが不十分であるならば、実体法の方を改正すべきである。即ち、手続法と実体法の混同は避けるべきであって、これは国家の法のあり方の鉄則である。消費者と事業者間の管轄合意を無効（ないし取消）とする規定を民事訴訟法に置くことが考えられるだろうか。そのようなことをすれば手続は作動しなくなる。建設工事紛争審査会をはじめ、多くの仲裁手続が消費者保護のために機能してきた実績に着目し、仲裁法ができたために仲裁手続が使えなくなるという愚は避けるべきである。

今回の新仲裁法は、従来の旧民訴法中の不備、不十分な法規を現在のわが国の社会情勢、法制度の新整備作業の一環としてその一般かつ基本の仲裁手続を改定しようというものであり、そこに、特別な利用者のための特則を設けようするのは、不当であり、かつ、仲裁法の原理に背くものである。

一般法理に委ねれば足りる。

21 法制度の単純化を図るため。

22 消費者保護のための仲裁契約効力条項を仲裁法に規定するか否かは、仲裁法の制定・施行後の状況をしばらくみてからでよいと考える。

【B - 1案】

消費者の保護を徹底するものとしてはB - 1案がベストであるとする。

A案が本来好ましいが、仲裁の将来像について流動的な要素があること、消費者の不安を100%払拭できないことを前提にすると、B - 1案でもやむをえないと思う。裁判を受ける権利の事前放棄は、好ましくない。

【B - 2案】

仲裁契約の内容を充分知った上で解除するか否かを選択することができると思われる。

B - 2案がもっとも丁寧である。B - 1案だと消費者がきちんと理解して仲裁合意をしていても無効となり相当でない。

仲裁契約について、消費者が理解していることは少ないこと、訴権の放棄という重要な内容を含むこと、仲裁機関の質が一定しているとは必ずしも言えないこと、等の事情を勘案して、消費者が仲裁契約の内容をよく理解した上で、仲裁による紛争解決を選択できることが望ましいと考える。

消費者金融その他一方的に有利な契約を試みる事業者が、仲裁契約を事前に結ばせる可能性があり、解除を認めないと不利な判断を余儀なくされ、また、三審制の裁判を受ける権利を本人の真意とは別に奪うおそれがある。

審査会のように妥当に手続を進めているところだけを標準にしてこの問題は決せられない。

B - 2案の場合の解除権行使期限は、消費者が仲裁廷に出頭して仲裁手続についての所定の説明を受け、かつ、本案の答弁を行ったときとする。

仮にB - 1をとる場合でも、上記の時点以降の無効主張は制限すべきである。すると、B - 1もB - 2も実質的に変わりがないことになるが、B - 2の方が法律構成としてはまさっていると考える。

消費者側における仲裁の意義の理解不足を保護する程度はB - 2案が一番現実的で妥当と思われる。

【B - 3案】

消費者といえども内容を理解した上で合意した仲裁契約を無条件で破棄することができるものとするのは、仲裁制度そのものの否定を意味する。仲裁契約の内容に制約を加えればよい。

中間とりまとめの補足説明1の(2)のとおり。

なお、B - 3案の規定の立案に当たっては、例えば、アメリカ仲裁協会の消費者適正手続きプロトコル(中村達也「消費者契約と仲裁」JCAジャーナル49巻10号22頁参照)等が参考になるのではないかと考える。

A案をとる場合は、補足説明1の(1)9行目の「消費者保護のための一般的規定」案をも同時に提示すべきであろう。

【A案又はB - 2案】

仲裁、仲裁契約を「違法」であるとか「悪」であるという前提で考える立場は取り得ないし、取るべきではない。

基本的には、A案の線で考えるべきであろう。

問題があるとすれば、契約の合意形成の過程において、違法な色彩（強迫、詐欺）が入り込まないように手当すべきではないか。万一、違法な色彩を帯びたときにこれを排除する何らかの手当、あるいは行為の効力をどう考えるかということであろうが、これは、何も仲裁契約に限ったことではない。

ただ、仲裁契約が裁判所への訴権を失うという大きな効果を持つところから、真に理解して合意をしたのかどうか法的にもチェックすることを可能にできないか、一般法と違う何らかの手当てをすべきではないか、という問題提起は、全く考慮に値しないと否定し去ることも難しいように思われる。

考え得ることは、合意の方式に関して厳格な要式を要求する、一定期間に限定して解除権を認める、一定の範囲に限って効力制限を認めるなど提案の様な方式になるのであろうが、B3については、線引きが難しく（信用性に乏しいかそうでないか、問題が生じそうかどうか等の区別は不可、仲裁機関のランクを法律で認めるのもどうか、指定商品、指定サービスのような分類が難しい）、結局、あるとすれば、B2がありうるのであろうか。

2 消費者と事業者の間の仲裁契約の方式等について

【「中間とりまとめ」に示された選択肢】

（A案）消費者と事業者との間の仲裁契約は、主たる契約の契約書とは別個の独立した書面でしなければならないものとする。

（B案）消費者と事業者との間の仲裁契約は、消費者が自署した書面に記載されていなければならないものとする。

（C案）消費者と事業者との間の仲裁契約については、事業者において、次に定める事項等について記載した書面を交付しなければならないものとし、また、記載の方法（用いる字の大きさ等）についても定めるものとする。

（例）仲裁の意味（訴権放棄となること）

仲裁契約の一方的解除に関する事項

仲裁機関又は仲裁廷の名称及び住所（定めがある場合）

仲裁手続規則の概要（定めがある場合）

（仲裁手続に要する費用の額）

（D案）消費者と事業者との間の仲裁契約については、仲裁廷において、消費者に対し、審理に先立ち、（C案）記載の書面に準じた書面を送付しなければならないものとする。

（E案）消費者と事業者との間の仲裁契約については、その方式に関し、特段の規定を設けないものとする。

調査結果の概要

A案	B案	C案	D案	E案	その他	
5(11%)	1(2%)	7(15%)	3(7%)	3(7%)	2(4%)	
A+B	A+C	A+D	C+D	A+B+C	A+B+C+D	計
3(7%)	2(4%)	2(4%)	1(2%)	12(26%)	5(11%)	46

意見

【A案】

現在の慣行を維持して良いと考える。

独立した書面とすることにより、仲裁について明確に認識した上で意思表示することとなり、消費者保護に資するものとする。上記でB - 2案を採用すれば、B案、C案までは必要ないものと解する。

第1問(仲裁契約の効力)についてB - 3案を支持する前提として、消費者が内容を理解する必要があり、これを充たすには独立した書面がよい。約款の最後のあたりに書き加えた条項はしばしば見落とされ、意識されない内容となる。C案でも可。

【B案】

書面性、自署によって真意を確認すれば足りる。

【C案】

消費者が仲裁制度を十分理解して仲裁契約をするようにするため。

簡明である程度の実効性を確保しうる。

C案等の組合せによる消費者の理解の促進は、「仲裁のメリットを活かし、かつデメリットを抑える弾力的な枠組み」の中でも考慮すべき要素の一部をなすものと考えべきである。

B - 1案を採用すれば、C案で十分である。問2でA、B案を採用しつつ問1でB - 1ではおさまりが悪い。

B - 2案との関係でC案で足りると思われる。

【D案】

問1(仲裁契約の効力)においてB - 2案をとるうえでの必要条件である。かつ、D案が適切に励行されればそれで充分であるとする。

【E案】

(仲裁法はニュートラルな手続法であるべきであって消費者保護に関する特段の規定を設けるべきではない、との理由から)消費者と事業者との間の仲裁契約の方式を定める必要があるならば、消費者契約法の改正あるいは別法に定めるべきである。

消費者に関する特則的な規定は、消費者契約法の中に必要な範囲で盛り込めばよい

ものである。それによってこそ同法が完備するというものである。
法制度の単純化を図るため。

【A案、C案】

A案は、現在の建設工事に関する契約フォームでも実施されており、支持する。C案は、消費者に仲裁合意の内容を理解させるために必要であり、支持する。

【A案、D案】

A案は、建設工事紛争審査会においても行っていることで、可能である。

D案も、実務の運用として、審理の冒頭には誤解のないよう、書面ではないが確認していることで、これを書面で行うことになるが、要求したとしても、いずれ申立書と併せて送付することで足りるのであるから、何ら手続き煩瑣でもなければ負担でもない。

そして、この程度で消費者に対する説明としては十分であろう。

【A案、E案】

A案の程度が必要十分条件を満たすと考える。

【C案、D案】

仲裁契約の内容を充分知った上で解除するか否かを選択することができると思う。

【A案、B案、C案】

「裁判」については承知ないし理解していても、システム及び効果について「仲裁」を理解していない人は多いと思われるから、A案～C案のように、理解を深める方式を定めることは必要であろう。D案のように重ねて知らせる必要があるとは思えないが、逆にC案のような書面を交付したことを担保する方策が必用と思う。

A案、B案、C案の重疊的適用（但し（仲裁契約の効力についてA案を支持することから）C案中の「仲裁契約の一方的解除に関する事項」を除く）に賛成する。

A～C案を重疊的に採用することに賛成。D案については、運用上、仲裁廷における分かり易い説明による工夫をする必要があり、又それをもって足りるとすべきであろう。

消費者の意思を客観的に確認するために独立した書面が必要と考える。

仲裁が必ずしも広範に利用されているとはいえない我が国の実情に照らし、「真意性」の確保を目的とする「方式」については手厚くするのが望ましい。これによって、「真意性」をめぐる後の紛争を遮断することが期待し得る。

（仲裁契約の効力についてA案を支持することから）C案については、一方的解除に関するものは不要。訴権放棄という効果を伴うものであるから、合意については慎重さが必要である。

補足説明2の(1)(2)と同旨。

消費者の明確な意思により、仲裁契約が成立している必要があると考える。その不利益な点も認識されていることが肝要である。

仲裁契約の存在契約意思を明確にするため。

仲裁制度につき、十分な説明がなされ、それを消費者が理解し、納得のうえ、仲裁合意をしたと認めるに足りだけの契約方式を採ることが必用と考える。

【A案、B案、C案、D案】

E案に反対する。A・B・C・D案を重疊的に採用することに賛成する。但し(仲裁契約の効力についてA案を支持することから)C案の「仲裁契約の一方的解除に関する事項」を除く。

「消費者の保護を徹底する」という趣旨で、A + B + C + D案が適当と考える。

仲裁契約自体、一般になじみの薄い契約なので理解を得るための種々の工夫が必要と考える。

仲裁の意味、解除権行使について熟慮する機会を与える必要があるため。

【その他】

問1(仲裁契約の効力)でA案を支持した反面、事前の仲裁合意は厳格にすべき。A案からD案の中で実践可能な限度において、厳格な方式をもって契約すべきと考える。